

## 国際競争力のある観光地の形成の促進に資する特例措置の創設

国際競争力のある観光地の形成を図るためには、観光資源の保全・活用が重要であることから、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）」の規定に基づき設置される協議会の構成員（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）が取得する観光関連施設に係る特例措置を創設する。

- 対象施設：観光資源として重要な「登録有形文化財等である家屋又は当該家屋の敷地の用に供されている土地」
- 特例内容：上記対象施設を取得する際に課税される不動産取得税について、課税標準を1/2控除

### 税制特例の対象イメージ(例)

○観光資源として重要な文化財である土地家屋の保全・活用



不動産取得税  
課税標準額の1/2

### 【参考】

- 対象主体
  - ・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第5条第1項の規定により組織される協議会の構成員であって同条第2項第2号に掲げる者のうち公益社団法人又は公益財団法人に限る。
  - ・なお、民法第34条に規定する法人で「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条による移行登記を行わない限りは、公益社団法人又は公益財団法人としてみなし、税制の特例を適用（平成25年12月1日まで）。
- 対象施設
  - ・文化財保護法の規定によって重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
  - ・同法第58条第1項に規定する登録有形文化財、同法第90条第3項に規定する登録有形民俗文化財若しくは同法133条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
  - ・同法144条第1項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
  - ・旧重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地。
- 特例内容
  - ・上記家屋又は土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成22年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除。